

(別紙)

出題範囲の要旨〈租税法〉の一部修正

(修正後)

租 税 法

租税法の分野には、租税法総論及び法人税法、所得税法などの租税実体法が含まれる。

租税実体法については、法人税法を中心として、所得税法、消費税法の構造的理解を問う基礎的出題とする。また必要に応じ、これらに関連する租税特別措置法、並びに法令の解釈・適用に関する実務上の取り扱いを問う。ただし、国際課税については、外国税額控除のみを問うものとする。例えば、非居住者の所得に関連する事項、タックスヘイブン税制、移転価格税制、過少資本税制は出題範囲から除外する。さらに、組織再編成に関する税制及び連結納税制度については、当分の間、出題範囲から除外する。

また、相続税法、租税手続法、租税訴訟法及び租税罰則法については、当分の間、出題範囲から除外する。

(略)

(修正前)

租 税 法

租税法の分野には、租税法総論及び法人税法、所得税法などの租税実体法が含まれる。

租税実体法については、法人税法を中心として、所得税法、消費税法の構造的理解を問う基礎的出題とする。また必要に応じ、これらに関連する租税特別措置法、並びに法令の解釈・適用に関する実務上の取り扱いを問う。ただし、国際課税については、外国税額控除のみとし(例えば、非居住者の所得に関連する事項、タックスヘイブン税制、移転価格税制、過少資本税制など)、組織再編成に関する税制及び連結納税制度については、当分の間、出題範囲から除外する。

また、相続税法、租税手続法、租税訴訟法及び租税罰則法については、当分の間、出題範囲から除外する。

(略)

(注) 下線は修正箇所。